

～ 健口と輝く笑顔のために～

# 歯科衛生だより 会報

2021 December vol. **66** 発行人/吉田 直美 発行/公益社団法人 日本歯科衛生士会 〒169-0072 東京都新宿区大久保2-11-19  
TEL.03(3209)8020 FAX.03(3209)8023 <https://www.jdha.or.jp/>

## 日本歯科衛生学会 第16回学術大会

### 新しい日常を支える口腔健康管理

「日本歯科衛生学会 第16回学術大会」が、2021年9月18日(土)～30日(木)の13日間にわたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため学会初のWeb開催(オンデマンド配信/一部ライブ配信)により開催された。

1,389名が参加し、開催期間中には約35,000件のアクセスがあった。現地開催に比べ会員相互の懇親を図ることは困難であったが、オンデマンド配信により、遠方やさまざまなライフステージの会員も参加することが可能となった。また開催期間にゆとりがあったため、並行開催している講演・発表も視聴することができた。コロナ禍であったが、講演など11題、口演発表30題、ポスター発表83題、企業協賛セミナー4題、ライブ配

信1題のプログラムが生まれ、活発な情報交換を行い、最新情報の入手により継続して会員は研鑽を深めることができた。

本紙では、特別講演1、2、教育講演とともに、日本口腔衛生学会および日本歯科保存学会との共同企画について、紹介する。



日本歯科衛生学会 学会長 吉田 幸恵氏 第16回学術大会 大会長 晴山 婦美子氏 日本歯科衛生士会 会長 吉田 直美氏

## 特別講演 1

### 新しい日常を支える口腔健康管理 — 歯科衛生士の独占業務と多職種連携 —



鶴見大学 名誉教授 花田 信弘 氏

独占業務である歯科予防処置業務を含め、口腔健康管理が重要であることを、豊富なデータを基にわかりやすく説明をいただいた。日本は2050年に生産年齢人口1名で老年人口1名を支えなければならない時期が来る。高齢者であつても要介護にならず、健康な高齢者として社会を支える側にまわらなければならない。健康寿命の延伸は、これからの必須の課題である。これを脅かすがん、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病、および要介護の要因となる認知症は、う蝕や歯周病と関連がある。このため、二大疾患の原因である口腔バイオフィルムの除

去は、生活習慣病・認知症の予防につながると考えられる。医師・看護師などが患者に関わるのは、発病後の医療機関受診からである。しかし発病前の未病の段階、さらにその前の予防の段階における患者(生活者)に関わることができるのは、医療ではなく歯科医療であり、歯科衛生士はその最前線の職種である。歯科衛生士が生活習慣病の未病の段階で患者にアプローチし、生活習慣病にならないように予防できる唯一の専門職種であることを強く述べられた講演であった。

(日本歯科衛生学会 副幹事長 畠中 能子)

## 特別講演 2

### 歯科衛生士が知っておくべきCOVID-19の知識

東京歯科大学市川総合病院 呼吸器内科 教授 寺嶋 毅 氏



新型コロナウイルス感染症の第一人者でもある寺嶋氏の講演は、たいへん時宜にかなった内容で、現在までに明らかとなった多くのエビデンスを挙げられ、わかりやすく説明いただいた。

新型コロナウイルスに感染すると、発症の約3日前から感染

性のウイルスが排出され、発症時にピークに達し、10日間は感染力のある状態が続く。社会全体で見ると感染を広げる原因は、発症前の時期によるものが45%、無症状の感染者からが5%であり、トータルで約半数が症状のない人からの感染と考

えられる。

また、唾液には相当量のウイルスが存在していることから歯科では、より注意深い感染対策が重要であることは明らかである。日本歯科医師会のガイドラインでも、エアロゾル発生の可能性がある歯科診療では、手袋、マスク(隙間がないように着

用)はもちろん、目の粘膜からのウイルスの侵入を防ぐゴーグルやフェイスシールド、頻回な手指消毒が求められている。

臨床のみならず、マスク、手洗い、ソーシャルディスタンスなど新しい生活様式での行動を再確認する有意義な講演となった。

(日本歯科衛生学会 幹事 今井 光枝)

## 教育講演

### 歯科衛生士教育における臨床実習

東京歯科大学短期大学 学長 鳥山 佳則氏



歯科衛生士教育における臨床実習を考える上で、歯科衛生士教育のモデル・コア・カリキュラムが必要であることや歯学教育や多職種の動向で取り入れられるものは何か。また、現状把握として論文を参考にし、歯科衛生士の需要や歯科診療の補助の範囲および今後の歯科衛生士教育における臨床実習について話された。

歯学教育では、2021年5月に歯科医師法改正案が成立し、共用試験(公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構(CATO)が行う評価試験)に合格した歯学生が臨床実習として歯科医業を行うことができる旨を明文化、共用試験合格が歯科医師国家試験の受験資格であると説明された。

診療報酬における歯科点数の算定回数の多い上位10項目のうち8項目は直接的・間接的に歯科衛生士が関与しており、歯科衛生士の需要に大きく関わってきていると現状を報告された。現在の歯科衛生士のモデル・コア・カリキュラムは、大学や短大で歯科衛生士教育に従事する有志が自主的に着手しており、内容は歯学モデル・コア・カリキュラムとの共通基盤を念頭におきながら作成されていることを説明された。これからは、関係者の自主的取り組みが必須であり、常にブラッシュアップが望まれる。また、多職種の動向を常にキャッチアップし、文部科学省や厚生労働省との関係性の確保が必要になると述べられた。

(日本歯科衛生学会 幹事 小倉 千幸)

## 日本口腔衛生学会共同企画

### 歯科衛生研究の進め方 —抄録作成のポイント—

日本口腔衛生学会 理事/日本大学歯学部 教授 尾崎 哲則氏



第14回学術大会に続き、ご講演をいただいた。今回はWeb開催であることからワークショップ形式ではなかったが、学会発表用の抄録作成のポイントをわかりやすく説明していただいた。

まず、タイトルは内容がひと目で把握できるよう具体的なものにすることが重要である。本文は、構造化されていて「目的」「対象および方法」「結果および考察」「結論」の4つに規定さ

れている。難しい用語などを無理に入れようとせず、一本筋が通り、読んだ人がわかりやすい抄録を心がけることがポイントである。各項目についての基本的な記載方法を確認できる詳細な説明があった。抄録は、研究全体のエッセンスであること忘れず、今後の抄録作成に役立てていただきたい。

(日本歯科衛生学会 幹事 麻賀 多美代)

## 日本歯科保存学会共同企画

### う蝕治療の夜明け —歯科衛生士が担う役割とは—

日本歯科保存学会 常任理事/新潟大学大学院 教授 野村 由一郎氏



令和2年度、歯科保健医療水準の向上と普及を図り、我が国の健康の増進に寄与することを目的として、日本歯科保存学会と日本歯科衛生士会により、う蝕予防管理の認定歯科衛生士制度が発足された。2021年4月4日現在、5名の認定歯科衛生士(認定分野B:う蝕予防管理)が誕生した。

今、う蝕予防管理が注目されていることについて、野村由一郎氏に貴重なご講演をいただいた。生活習慣病的側面、病態・治療概念的側面および日本の口腔医療保険制度の3つの視点から、う

蝕の予防管理における歯科衛生士の役割について、ご説明いただいた。歯科臨床において、う蝕を予防するための食事指導、口腔衛生指導、ブラッシング、体調管理(健康管理)およびリスク評価を主体的に行うのは歯科衛生士であり、う蝕の予防管理において大変重要な役割を担っているということが理解できた。

今回の講演をきっかけに、う蝕予防管理の認定歯科衛生士を目指す歯科衛生士が増えることを期待したい。

(日本歯科衛生学会 倫理審査委員会 副委員長 星合 愛子)

## 研究討論会

### はじめよう!! 歯科衛生研究ことはじめ 一日々の臨床の中でできる研究一

今回は、学会初のWeb開催型研究討論会を実施した。本会の企画はこれから研究に挑戦する方や研究の初心者に対し、研究することの面白さに気づいていただくことを目的とした。

異なる立場や環境で研究を行う3氏が登壇された。発表では、研究の概要に加え、研究をするうえで苦労した点や研究の魅力など、研究にまつわる背景や裏話に重きを置いて語っていただいた。質疑応答は発表ごとにチャットを用いて行った。

当日は約80名が参加し、各研究について活発な意見交換が行われた。会場からの意見では、研究環境や研究に至る流れなど、研究の周辺情報に関するコメントも多くみられた。歯科衛生士の研究への意欲は高く、それと同時に、研究環境に苦労する

方も多いことが拝察された。本会が、研究を身近に感じて、挑戦することへの一助になることを期待する。

[発表者]

**糸田 彩佳 氏**

鹿児島大学病院臨床技術部

「仮性口臭症や口臭恐怖症の患者の口腔保健状況に関する後ろ向き研究」

**戸倉 詩織 氏**

東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科健康支援口腔保健衛生学分野

「頭頸部がん化学放射線療法中の口腔粘膜炎に対する半夏瀉心湯の含嗽のよる有効性の検討」

**泉野 裕美 氏**

梅花女子大学看護保健学部口腔保健学科

「統合失調症患者における肥満と口腔機能との関連」

(日本歯科衛生学会 編集委員会 副委員長 伊藤 奏)

## 日本歯科衛生士会 学術賞

令和3年度の公益社団法人日本歯科衛生士会 学術賞は、日本歯科衛生士会表彰規程に基づき、以下の方々が受賞された。

なお、日本歯科衛生士会第15回学術大会は誌上開催であったため、第15回学術大会発表者から学術発表賞の選考は行われず、今年度は、学術論文賞のみとなった。

### 学術論文賞 (サンスター財団賞)

第16回学術論文賞は、日本歯科衛生士会雑誌Vol.15 No.1およびNo.2に掲載された論文16編の著者から、学術表彰選考委員会において以下の4名の受賞が決定された。

区分	氏名	タイトル
優秀賞	松田 悠平	がん患者の口腔関連自己効力感尺度と関連因子に関する調査：単施設横断研究
	大塚 佳代子	脳卒中嚥下障害者における咬合支持と嚥下能力・ADL・栄養状態の関連
奨励賞	三好 早苗	通いの場へ参加する後期高齢女性の食事の多様性と口腔機能との関係
	野口 有紀	成人における主観的な口腔健康状態と自殺を考えた経験との関連

(敬称略)

### 学術論文 優秀賞

#### がん患者の口腔関連自己効力感尺度と関連因子に関する調査：単施設横断研究

松田 悠平(島根大学 医学部 歯科口腔外科学講座)

本研究では新規に開発した口腔関連自己効力感尺度(OSEC)の関連因子を探索的に調査し、複数の関連因子が存在することを報告した。このOSECを開発した経緯について、がん治療によって生じる口腔有害事象の予防や軽減には、歯科衛生士による口腔健康管理のみならず、患者のセルフケアも重要な役割を果たす。したがって、がん治療における有害事象が起きて患者が自らの口腔に責任をもって管理できるよう行動変容を促す必要がある。しかし、この行動変容を測定するための1つのアウトカムである自己効力感について、高齢者や歯周病患者用の尺度は存在するものの、がん患者用は存在しなかったため新規開発するに至った。現在では海外の研究者と協力して、日本語から複数の言語に翻訳する異文化間妥当性(Cross-cultural validation)試験が並行して行われており、今後の発展を期待している。

上述のように1つの研究から派生して、さらなるアドバンスな研究が自らの研究のみならず、国際的に他の研究者によっても行われ、研究の輪が広がっていくことに楽しみを感じている。今後はこの日本発の尺度を使った共同研究を国内で実施し、日本からがん治療における口腔健康管理のエビデンスを発信していきたいと考えている。

この度、大変光栄な賞をいただいたことに、学会関係者の皆様へ心より感謝するとともに、自分よりも若手の歯科衛生士研究者の見本となれるよう、未熟ながら努力を重ねていく所存である。



# 令和4年度予算・制度等に関する要望について

令和4年度予算等に関する要望書を取りまとめ、厚生労働省および関係方面に提出した。

## 令和4年度予算・制度などに関する要望について

飛沫感染である新型コロナウイルス感染症への対応が始まってから1年半が経過しました。一時は歯科診療を中止するなどの歯科医療機関がありましたが、現在はほぼ通常の診療が行われています。しかし、今後の歯科保健医療提供体制においては、感染対策の効果とコストを考慮しつつ、新規の感染症へも対応できる感染防止対策を講じていく必要があります。

また、少子高齢社会の進展を踏まえ、地域包括ケアシステムにおける口腔健康管理の推進など、新たなニーズに対応した歯科保健医療提供体制の構築が求められています。さらに医科歯科連携や介護連携などの進展により、歯科衛生士業務の多様化・高度化が進み、専門性が高まっています。しかし、これらの役割に対応できる人材の育成や人材の確保が追いついていない現状にあります。今後の歯科保健医療提供体制において求められる業務の在り方を見据え、卒前卒後のシームレスな人材育成をはじめ、歯科衛生士免許登録者の活用基盤の強化などを含む人材確保対策のさらなる推進が必要です。

これらのことから、令和4年度予算案・制度などの編成にあたりましては、以下の6事項につきまして、格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

### 要 望 事 項

1. 医科歯科連携における口腔健康管理の推進に関する事
2. 行政に関わる歯科衛生士の配置促進に関する事
3. 歯科衛生士の臨床実践力の強化を目指した臨地実習(臨床実習を含む)の指導体制に関する事
4. 歯科衛生士の卒前卒後のシームレスな人材育成のための教育研修体制の構築に関する事
5. 歯科衛生士に対する復職支援・離職防止など推進事業の継続と拡充に関する事
6. 歯科衛生士資格の活用基盤強化のためのマイナンバー登録制度の構築と研修履歴との連携に関する事

## 1. 医科歯科連携における口腔健康管理の推進に関する事

### (1) 回復期病院における「口腔健康管理」体制の整備

周術期等口腔機能管理の保険収載により、周術期の口腔機能管理の重要性が周知され、急性期病院における歯科衛生士の役割が広がりがつつあります。しかし、回復期病院における口腔健康管理の位置づけは、歯科専門職が配置されている病院はごくわずかです。

回復期は心身ともに回復した状態で自宅や社会に戻ることを目的に日常生活動作を改善させるリハビリテーションを行います。しかし多くの患者に栄養状態を増悪させる口腔の要因(義歯不適合・口腔乾燥・歯の欠損・口腔衛生不良)があり、これ

らの症状を早期に発見し口腔環境を整える必要があります。口腔機能を回復することは栄養状態を改善し(Community Dent Oral Epidemiol. 2013 Apr;41(2):173-181)、リハビリテーションを進めることに役立ちます。しかし、回復期病院における口腔健康管理の位置づけがないために、口腔の問題が見逃され、口から食べることができないために自宅に戻れないということが生じています。このような状態を改善するため、回復期病院における口腔健康管理の提供体制を整備すると共に、歯科衛生士の役割を明記されるよう要望します。

## 2. 行政に関わる歯科衛生士の配置促進に関する事

全世代を対象とした歯科口腔保健を推進するには、保健、医療、教育、労働衛生、社会福祉等の関連施策と有機的な連携を図り、総合的に展開することが求められています。また、住民への歯科口腔保健サービスの提供に際しては、市区町村が重要な役割を担っています。今後さらに、歯科口腔保健事業を効果的に推進する上で、行政における歯科衛生士の役割が重要であり、配置促進が求められます。

### (1) 厚生労働省医政局歯科保健課への歯科衛生士の配置

歯科衛生士の就業者数は現在、132,635人(平成30年12月末

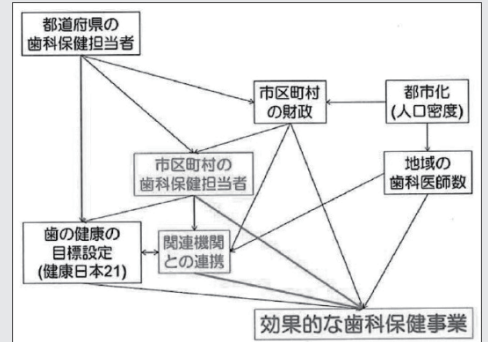
現在、衛生行政報告例)です。毎年7千人前後の新人歯科衛生士が誕生し、現在、右肩上がりに増加しています。また、平成16年に歯科衛生士養成のための4年制大学が設置され、修士や博士などの学位を持った歯科衛生士が輩出されてきています。今後、国民の生涯を通じた歯科口腔保健を推進する上で、保健、医療、福祉等の多職種と連携した歯科衛生士の役割が重要であり、歯科保健課に専従歯科衛生士の配置を要望します。

### (2) 行政に関わる歯科衛生士の配置促進

歯科衛生士が行う歯科保健指導は、エビデンスに基づいた口

腔の健康の重要性に関わる適切な情報の提供やオーラルフレイル対策、疾病の重症化予防にもつながる歯科口腔保健の向上が不可欠となっています。これらの歯科口腔保健事業の展開は、歯科診療所をはじめ、全国のあらゆる地域で行われる必要があります。地域でスムーズに展開していくには、行政の歯科衛生士の役割が重要です。山本らによると常勤歯科衛生士が配置されている市区町村は配置されていないところと比べ、効果的な事業が1.3倍多く、関連機関との連携で7.3倍であることが報告されています。しかし、行政に携わる常勤歯科衛生士は、市町村保健センター数2,457(R3.4現在000762007.pdf(mhlw.go.jp))と保健所数591(R3.4現在000765311.pdf(mhlw.go.jp))を合わせて全国3,048施設に対して699人、割合は23%です。政令市・特別区以外の市町村では、その歯科衛生士数は299人、割合は12%です(平成30年度地域保健・健康増進事業報告の概況 | 厚生労働省

(mhlw.go.jp))。このことから、市町村保健センター、保健所における歯科衛生士は、十分な数が配置されているとはいえません。また、口腔の健康の地域差を縮小するには、住民への歯科保健事業の企画・提供者である行政の役割が重要です。これらのことから、都道府県、保健所、市区町村に、歯科衛生士の配置を促進されるよう要望します。



図：効果的な歯科保健事業と市区町村および都道府県の要員との関係の仮説と結果(山本龍生ら,2015)

### 3. 歯科衛生士の臨床実践力の強化を目指した臨地実習(臨床実習を含む)の指導体制に関すること

臨地実習(臨床実習含)は、歯科医療者が行う実践の中に学生が入り、歯科衛生士の立場で体験します。この学習プロセスでは、学内で学んだ知識・技術・態度の統合を図りつつ、歯科衛生士としての手技を修得します。卒業するとすぐに実践の場身を置く学生にとって臨地実習は不可欠なプロセスです。また、実践に不可欠な援助者としての人間関係形成能力や専門職種としての役割、責務を果たす能力は、患者と対峙し、自らが歯科衛生士として行動するプロセスで育まれます。従って、歯科衛生士の臨床実践力を培い強化するために実習は極めて重要ですが、臨地実習指導者で学習者への指導法や教育について学んでから実習指導に当たっている者はほとんどいないと考えられ、臨地実習の指導体制の構築は大きな課題です。

#### (1) 大学病院を併設する養成機関における病院歯科衛生士と教員との連携強化

歯科衛生士の実践能力を備えた歯科衛生士の育成には、臨地実習の充実が不可欠です。歯科衛生士の実践に関わる最新の知識・技術は極めて豊かになっており、これらの背景から、まずは、大学病院附帯の養成機関に勤務する教員と病院歯科衛生士との相互連携を図り、歯科衛生士の実践能力育成のための指導体制づくりの強化が必要です。

#### (2) 歯科衛生士の技術修練設備の活用

歯科衛生士の業務に必要となる身体侵襲を伴う技術の実施には、対象者への十分な配慮が大前提であり、習熟した歯

科衛生士の指導が不可欠です。資格取得前の学生であっても、臨地実習において、条件を整え可能な限り実地で体験すべきものであり、一つ一つの技術に関し、学生の準備状況を確認し、個別指導することが重要で、この判断にも習熟した技術を要します。このため、臨地実習指導者は、自己のスキルレベルを客観的に評価した上で、臨床現場において学生の手本となり、学生へ教えるための知識・技能を学び、学生への実習の指導能力を高める必要があります。そのため、歯科衛生士の新人・復職支援のために厚生労働省補助事業により設置された東京医科歯科大学、広島大学、大阪歯科大学、愛知学院大学などの技術修練の設備を臨床実習指導者の指導力を高める技術修練の場としても活用できるよう要望します。



図：厚生労働省補助事業による歯科衛生士技術修練設備(令和3年7月現在)

### 4. 歯科衛生士の卒前卒後のシームレスな人材育成のための教育研修体制の構築に関すること

将来にわたる歯科医療提供体制の安定的な確保を目的とし、歯科衛生士養成教育と歯科衛生士国家試験、歯科衛生士卒業後研修との有機的な連携を図り、シームレスな歯科衛生士養成を実現することが重要です。

#### (1) モデルコアカリキュラム、モデルコアコンピテンシーの作成に関すること

歯科衛生士業務は急速に拡大していますが、現在の業務内

容が明確に把握されておらず、教育内容へ十分に反映されているとはいえない状況です。歯科衛生士の質の確保のためには卒前教育の内容を充実させることが必須であり、歯科衛生学教育の充実・発展のためには、カリキュラム全体の検討が急務です。歯科衛生士の卒前教育には、専門学校3年制、短期大学3年制、他の国家資格と同時に教育される大学4年制、歯科衛生学単独で教育される大学4年制と様々な教育体制がとられて



いますが、教育の標準化のためにも関係者・関係団体により十分に吟味され作成されたコアカリキュラム、コアコンピテンシー(卒業時の実践能力)が必要です。

## (2) 共用試験(CBT, OSCE)実施のためのシステムを構築すること

歯科医師においては、資格のない学生が患者に接して医行為を行いうる不可欠な要件として事前に学生の能力と適正を評価し、質を保証することが必要とされています。しかし、臨地実習で相対的医行為を行う歯科衛生学生に対してはこうした仕組みがないまま現在に至っています。近年、歯科衛生士の業務は拡大し、周期期や終末期など全身状態が良好ではない患者を対象に処置を行うなど実践能力の質の保証が求められています。歯科医師のような卒後研修システムが十分に確立していない歯科衛生士の場合、卒前の臨床実習を充実させることがより必要です。またそのためには、臨床実習開始前に習得すべき知識・技能・態度について全国的に一定水準を確保するための仕組みづくりが必要です。この水準の確保が新卒者の離職防止にも影響すると考えられます。

識・技能・態度について全国的に一定水準を確保するための仕組みづくりが必要です。この水準の確保が新卒者の離職防止にも影響すると考えられます。

## (3) 歯科衛生士国家試験基準を4年毎に見直し、現在の歯科衛生士の業務に即した出題とすること

年々、歯科衛生士の業務は拡大し、あらゆる場での活躍が求められています。このことは、歯科衛生士業務の変化を表し、変化に応じられるよう歯科衛生士国家試験基準は上記(1)(2)と関連付けて作成されること、また歯科医師国家試験出題基準と同じ4年毎に必ず見直すことや、業務に即した出題が求められます。

平成29年版歯科衛生士国家試験出題基準	平成29年3月31日発行	← 6年
平成23年版歯科衛生士国家試験出題基準	平成23年3月31日発行	

図：国家試験出題基準の発行日の間隔

## 5. 歯科衛生士に対する復職支援・離職防止など推進事業の継続と拡充に関すること

歯科衛生士の人材確保には、育児・介護等によって離職していた歯科衛生士の復職支援や新人歯科衛生士に対する基本的な臨床実践能力の獲得と早期の離職防止を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による新人歯科衛生士への卒後フォローアップ研修が必要です。

### (1) 「歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業」の継続の必要性

地域で中核を担う研修指導者や臨床実地指導者等の人材を育成するため、令和4年度においても厚生労働省「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業」の継続が必要です。特に卒業したばかりの新人歯科衛生士は、新型コロナウイルスの影響で養成機関において臨床実習がほとんどできていません。スキルに不安のある新人が非常に多く、研修指導者のスキル向上がより求められる状況になっているため、研修指導者の養成研修事業の継続を要望します。

### (2) 「歯科衛生士の技術修練設備等の整備と運営事業」の継続の必要性

「歯科衛生士の技術修練設備等の整備と運営事業」では、現在4か所の技術修練が行える大学病院ができましたが、全国展開とはいいがたく、研修を望んでも通うことが難しい者がいると考えられます。このため、継続して技術修練の場の拡大と機会の提供が必要です。

### (3) 復職支援相談窓口や総合的な復職支援体制の構築

復職支援対策には、人材登録・就業相談等の一体的な推進が必要です。就業条件について相談できるとともに、労務管理やマネジメントの知識を有する相談員の配置が求められます。また、免許保持者の潜在化を防止する対策及び求人・求職情報等に関するデータシステムの検討等の総合的な復職支援体制の整備が必要です。

## 6. 歯科衛生士資格の活用基盤強化のためのマイナンバー登録制度の構築と研修履歴との連携に関すること

復職希望の歯科衛生士の所在が不明であることから、求人情報活動を行いたい歯科医療機関が未就業歯科衛生士に対し、直接アプローチする方法がないことが課題になっています。また歯科衛生士の免許登録は、本人の申し出制のため、死亡後届け出がない者も登録者数に含まれ、現在、免許登録数は303,119人(令和3年5月31日現在、歯科医療振興財団調べ)で実状がわからないことも大きな課題です。このため免許登録制度とマイナンバーとの連携により免許登録制度ならびに研修および就業の支援体制の確立が必要です。

### (1) 歯科衛生士の資格管理に関わる登録制度とマイナンバーの連携

歯科衛生士の登録制度では、死亡や失踪などがあっても申請をされなければ変更手続きが行われることがありません。よって、登録数が正確な数を捉えているとはいいがたい状況が続い

ています。歯科衛生士の数が正確に把握されていないことは、歯科保健医療を進めていく上で支障が生じかねません。マイナンバー法改正により、歯科衛生士の資格管理に関わる登録制度を整えることを要望します。

### (2) (1)の連携による継続的な研鑽や就業の支援体制の強化を行う実効性がある体制の構築

歯科衛生士の離職原因のひとつに、スキルに対する自信のなさがあげられます。自信をもって働くには継続的な研鑽が必要です。そして再就業を望んでも自ら応募する勇気がなく、復職希望者がどこにいるかわからない現状では、復職支援が効果的効率的に行えず人材確保が困難な状況です。マイナンバーの連携による継続的な研鑽や就業の支援体制の強化を行う実効性がある体制を整えることを要望します。

## 要 望 事 項

1. 医科歯科連携における口腔健康管理の推進に関すること
  - (1) 回復期病院における「口腔健康管理」体制の整備
2. 行政に関わる歯科衛生士の配置促進に関すること
  - (1) 厚生労働省医政局歯科保健課への歯科衛生士の配置
  - (2) 行政への歯科衛生士の配置促進
3. 歯科衛生士の臨床実践力の強化を目指した臨地実習(臨床実習を含む)の指導体制に関すること
  - (1) 大学病院を併設する養成機関における病院歯科衛生士と教員との連携強化
  - (2) 歯科衛生士の技術修練設備の活用
4. 歯科衛生士の卒前卒後のシームレスな人材育成のための教育研修体制の構築に関すること
  - (1) モデルコアカリキュラムモデルコアコンピテンシーの作成に関すること
  - (2) 共用試験(CBT, OSCE)実施のためのシステムを構築すること
  - (3) 歯科衛生士国家試験基準を4年毎に見直し、歯科衛生士業務に即した出題とすること
5. 歯科衛生士に対する復職支援・離職防止など推進事業の継続と拡充に関すること
  - (1) 「歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業」の継続
  - (2) 「歯科衛生士の技術修練設備等の整備と運営事業」の継続
  - (3) 復職支援相談窓口や総合的な復職支援体制の構築
6. 歯科衛生士資格の活用基盤強化のためのマイナンバー登録制度の構築と研修履歴との連携に関すること
  - (1) 歯科衛生士の資格管理に関わる登録制度とマイナンバーの連携
  - (2) (1)の連携による継続的な研鑽や就業の支援体制の強化を行う実効性がある体制の構築

## 第24回感染症予防歯科衛生士講習会の報告

感染症予防歯科衛生士講習会は日本歯科医師会と本会との共催により、歯科衛生士を対象に、感染を防ぎ、患者が安心して受けられる歯科医療の提供をはかることを目的に毎年開催していた。しかし、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。今回2年ぶりの開催となり、7月4日にはWebのみ、9月12日はWebと集合型による講習会にて3名の講師にご講演いただいた。新型コロナウイルス感染症の収束が、いまだ見えない状況において、本講習会で学んだことを今後の日常業務にぜひ役立てていただきたい。

開催日	協 力	受講者数
令和3年7月 4日(日)Web研修(ライブ配信)	香川県歯科衛生士会	104名
令和3年9月12日(日)Web+集合型研修(7月4日の録画映像を配信) 【集合型研修会場】いきいきプラザ島根(島根県松江市)	島根県歯科衛生士会	105名 (Web 94名/集合型 11名)

### 新型コロナウイルス流行の情勢分析



**森澤 雄司 氏** (自治医科大学附属病院 感染制御部長、准教授 感染症科(兼任)科長、病院長補佐、患者サポートセンター長(兼任))

新型コロナウイルスは不明な点が多く、人々の不安から偏見が生じている。科学的根拠に基づいて対応するためには、より多くの正しい情報を集めることが必要である。ワクチン接種者が多くなる中で流行が小さくなり、基本的な感染対策を実施していくことにより日常生活が戻ると考えられる。

### 院内の感染予防管理 — 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で —

**野崎 剛徳 氏** (大阪大学歯学部附属病院 口腔総合診療部 副部長・准教授)

歯科医療における感染対策は、新型コロナウイルス感染症に限らず全ての感染症を対象に行われており、院内感染が発生するリスクが低い状況であると言える。今後も歯科医療従事者が、患者を守る努力を日々積み重ねていくことが重要である。



### 歯科における医療安全管理とリスクマネジメントの実践



**小田 浩一 氏** (小田歯科医院 院長)

平成18年の第5次医療法改正により、歯科診療所は医療の安全を確保するための対策を講じることが求められた。医療安全管理体制の構築を行うには、組織をシステム化する必要がある。その結果、安心・安全な歯科医療へつながり、患者の信頼を得ることができる。

※本講習会における受講者の質問内容および回答について本会ホームページをご参照ください。

[https://www.jdha.or.jp/pdf/jdha/1\\_214301120943.pdf](https://www.jdha.or.jp/pdf/jdha/1_214301120943.pdf) (162KB)



(生涯研修担当 常務理事 浪岡 多津子)

## ブロック連絡協議会開催報告

### 関東信越ブロック(神奈川県) 特定非営利活動法人 神奈川県歯科衛生士会 会長 打矢 純子

令和3年9月25日(土)、COVID-19感染状況をふまえWeb会議(14時から16時)にて開催した。  
 日本歯科衛生士会より吉田直美会長、茂木美保副会長、長谷規子関東信越ブロック理事、田中千暁東海北陸ブロック理事をはじめ、10都県から33名の参加をいただいた。  
 吉田会長から自己紹介を含め所信表明があり、日本歯科衛生士会からの情報提供として、国家資格である歯科衛生士およびその職能団体である日本歯科衛生士会に求められている事項「歯科衛生士の専門性」「業務、教育内容の見直し」「組織拡大について」の講演があった。  
 引き続き関東信越ブロック 長谷理事より、組織委員会の今年度の会員拡大・組織強化の取り組みについて情報提供があった。  
 次に、ブロック協議会協議事項にはいり、今年度の協議会テーマとした「令和2年度COVID-19による各都県の活動状況について」、本県会として事前に実施したアンケート調査の結果から見える課題について、報告と質疑応答を行った。  
 各都県協議事項についてはWeb会議であることから事前に各都県会に協議事項の提案をいただき、書面会議とし、その結果についての質問を受けた。その中で災害時の安否確認について意見交換が行われ各都県会の対応について再度確認ができたことは大変良かった。  
 各協議事項内容については各都県会より承認を得た。  
 皆様のご協力のもと協議会が無事終了したことを心よりお礼申し上げる。次年度は千葉県開催予定。



## 理事会報告

令和3年度第3回理事会が令和3年10月3日(日)に開催された。審議事項および報告事項は次のとおりである。

### 審議事項

- (1) 令和3年度災害歯科保健歯科衛生士フォーラムの開催について
- (2) 令和3年度歯科衛生士推進フォーラム及び都道府県歯科衛生士会会長の開催について
- (3) 令和3年度歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業について
- (4) 令和3年度 全国病院歯科衛生士連絡協議会 実施要領(案)について
- (5) 特別委員会「専門歯科衛生士制度検討会(仮称)」の設置について
- (6) JDAT(Japan Dental Alliance Team:日本災害歯科支援チーム)への参画について
- (7) 厚生労働科学特別研究「歯科衛生士の業務内容の見直しに向けた研究」に対する研究協力並びに研究協力者の推薦について
- (8) 第5次生涯研修制度「様式5特別研修指定申請書」の修正案について
- (9) 委員の委嘱について
  - ① 指導者等講習会企画運営委員会委員の委嘱
- (10) 終身会員の承認について
- (11) 新入会員の承認について
- (12) 歯科衛生士賠償責任保険制度(賠償責任保険、総合生活保険)の保険料改定について

- (13) 著作物の利用許可申請(案)について
- (14) その他

### 報告事項

- (1) 会務報告について
  - ① 業務執行理事等の職務執行報告について
  - ② 常務理事会の報告について
  - ③ 常任委員会等の報告について
- (2) 監査実施報告について
- (3) 地域歯科保健活動実施状況報告について
- (4) 歯科ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 検討会議委員について
- (5) 歯科衛生士養成機関の専任規制について
- (6) 令和2年度事業報告等の提出(内閣府)について
- (7) 令和3年度災害歯科保健医療体制研修会の実施について
- (8) 令和4年度歯科保健関係予算概算要求について
- (9) 医療安全推進週間について
- (10) 後援名義使用及び生涯研修制度の研修単位認定について
- (11) 第76回日本口腔科学会 シンポジストの推薦について
- (12) 国際医療技術財団の委員の推薦について
- (13) その他

2022年  
1月1日始期

# 歯科衛生士賠償責任保険制度 総合生活保険

認定歯科衛生士セミナー(公益社団法人日本歯科衛生士会主催)を受講する場合、  
 歯科衛生士賠償責任保険制度に加入することが条件となります。この機会に是非ご加入ください。

**申込みが始まりました!**

募集締切は、2021年**12月20日(月)**です



**東京海上日動**

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社  
医療・福祉法人部

※本保険に関するお問い合わせは同封のパンフレット記載の取扱代理店(マツオホケンサービス)までお願い致します。

〒102-8014 東京都千代田区三番町6番地4  
TEL:03-3515-4143 FAX:03-3515-4142